

II 警防編

警防活動の強化

近年、住民が消防に期待するニーズは多様化しており、それらの負託に応えるため、警防活動のより一層の強化に取り組んでいます。

大規模地震や風水害等の自然災害、重大事故、テロ等を含む特殊災害にいたるまで、戦略的・実践的に対処できる消防体制の確立を進めています。

また管内に指揮隊を 2 隊配置し、災害現場において迅速で効果的な消防活動を実施すべく、情報収集や現場監察等を行うと同時に、活動隊員の安全管理を実施しています。

令和 7 年中における指揮隊出場件数は、295 件（管外応援 2 件含む）となっています。

指揮隊出場件数

種 別	火 災	救 助	警 戒	その他	その他の内 管外応援
件 数	193	40	48	12	2

当消防局は、緊急消防援助隊として 2 隊の指揮支援隊を登録しています。緊急消防援助隊は、全国で大規模災害等が発生した際には、総務省消防庁長官からの出動指示等を受け、管轄エリアを越えて出動します。

実災害のみならず、緊急消防援助隊ブロック訓練や全国訓練等にも積極的に参加し、災害対応能力の向上に努めています。

また、平成 21 年からは、他都市職員を対象とした指揮受託研修を実施しており、令和 7 年度は 12 名を受け入れ、研修を通して他都市職員との連携強化を図っています。



地震災害消防活動訓練



緊急消防援助隊訓練

消防訓練

組織目標の一つである「精強な部隊の構築」のため、様々な訓練を実施しています。これらの訓練を通じ、人材の育成と強固なチームワークづくりに取り組んでいます。

消防訓練実施状況

訓練種別	基本訓練					応用訓練	総合訓練		
	消火技術訓練	救助技術訓練	救急技術訓練	無線通信訓練	特別技術訓練	応用訓練	合同訓練	防災訓練	大規模訓練
実施回数	3,466	2,985	2,103	493	481	1,501	34	80	88
参加人員	16,472	14,141	8,461	3,433	2,765	10,500	380	621	692

災害現場での判断能力を含め個人の技術向上、また指揮能力等チームワーク強化を図るため、令和7年は消防局年間訓練計画及び署年間訓練計画に基づき、31項目に及ぶ訓練を11,231回実施し、延べ57,462人の職員が参加しました。

また、各訓練場を活用し、災害現場における状況判断及び消防隊の連携強化に重点を置いた実践訓練を行い、強固なチームワーク作りにも取り組んでいます。



消防隊部隊訓練



現場指揮本部運用訓練

警防対策

1 警防計画等

近年、都市化の進展（建物構造やライフスタイルの変化等）に伴い、災害は複雑多様化しています。また団塊世代の大量退職に伴う職員の世代交代により、警防体制の再構築期を迎えています。このことから、警防技術の伝承と各種災害に対する活動方針の統一化を図るため、各種計画の作成を推進しています。

(1) 警防計画

当消防局は、管内に国内有数のコンビナート地区である堺泉北臨海地区を有しています。さらに令和2年3月29日には、長大トンネルとなる阪神高速道路大和川線が全線開通しました。これら特殊な建築物や構造物等での災害に対し、効率的な活動を展開し被害の軽減を図り、隊員の安全管理を強化するため、活動の指針となる警防計画を作成しています。

(2) 地域警防計画及び重要建築物警防計画

各消防署では、管内の消火活動上困難と予想される地域や、大規模な対象物での災害に備え、地域警防計画や重要建築物警防計画を作成しています。またこれらの計画作成後も随時見直しを行い、災害発生時における実効性の向上を図っています。

(3) 屋外の催物開催に伴う警防計画

兵庫県明石市で発生した花火大会での歩道橋事故を教訓として、管内において屋外の催物が行われる際は、「屋外の催物開催に伴う警防計画作成要領」に基づき、主催者と事前の打合わせ等を実施し、火災、救急等の事故の未然防止及び事故発生時における円滑な消防体制を構築することにより、同種事故の発生防止に努めています。

2 消防協力事業所制度

阪神・淡路大震災や JR 福知山線脱線事故では、地域住民や現場周辺の事業所のボランティア活動が大きな役割を果たしました。

今後、地震災害や大規模特殊災害が発生した際の被害を軽減するためには、地域防災力の強化が必要です。

このことから、当消防局では管内にある事業所が持つ人員及び組織力を重要な地域防災力と捉え、平成 20 年に消防協力事業所制度を開始し、大規模災害発生時に事業所独自の判断で消火・人命救助等の消防活動に協力していただける事業所の登録を推進しています。

令和 8 年 3 月末現在で 1,325 事業所に登録していただいております。登録事業所には、登録証・登録事業所表示プレートを交付し、防災知識の向上を目的に研修会も開催しています。



登録事業所表示プレート



消防協力事業所研修会の様子

3 警防研修会の実施

消防職員として必要な警防知識の習得を図るため、「警防研修会」を実施しています。令和8年2月には、外部講師として神戸市消防局警防部警防課長の田内 健作氏による「震災対応の実践と継承 ―神戸市消防局の30年の震災火災への取り組み」と題して講義を実施していただきました。



警防研修会の様子

4 消防相互応援協定

当消防局の消防力を越える災害の発生に対応するため、近隣市による消防相互応援協定をはじめとして、他機関との間で協定等を締結し、あらゆる災害への対策を講じています。

なお、これら締結された各協定等は、現状との整合性を図るため、随時見直しを行っています。

消防相互応援協定等一覧表

1 消防組織法の規定に基づく応援協定

協定市町村名	締結年月日 (再締結年月日)	協定の内容
大阪市・堺市	昭和 40 年 12 月 1 日 (平成 21 年 3 月 31 日)	火災・救急・ その他の災害 防御、救急 業務の応援
松原市・堺市	昭和 46 年 9 月 17 日 (平成 20 年 10 月 1 日)	
大阪南消防組合・堺市	令和 6 年 11 月 1 日	
(大阪府南ブロック消防相互応援協定) 岸和田市・泉大津市・貝塚市・泉州南消防組合・和泉市・高石市・忠岡町・堺市・大阪狭山市	昭和 59 年 8 月 1 日 (令和 3 年 3 月 23 日)	
(大阪府下広域消防相互応援協定) 大阪市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・門真市・消防組合・枚方寝屋川消防組合・茨木市・八尾市・泉州南消防組合・松原市・大東四條畷消防組合・和泉市・箕面市・摂津市・高石市・東大阪市・交野市・島本町・豊能町・忠岡町・能勢町・堺市・大阪狭山市・大阪南消防組合	昭和 63 年 9 月 1 日 (令和 6 年 7 月 16 日)	大規模な災害等が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
(五都市消防相互応援協定) 名古屋市・京都市・大阪市・神戸市・堺市	平成 24 年 3 月 1 日	
(航空消防応援協定) 大阪市・堺市	昭和 45 年 10 月 1 日 (平成 22 年 4 月 1 日)	
(大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定) 大阪市・豊中市・東大阪市・池田市・吹田市・八尾市・松原市・柏原羽曳野藤井寺消防組合・高石市・伊丹市・宝塚市・尼崎市・川西市・西宮市・堺市	昭和 62 年 8 月 12 日 (平成 26 年 1 月 31 日)	航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
(関西国際空港消防相互応援協定) 大阪市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町・泉州南消防組合・堺市・大阪狭山市・新関西国際空港(株)	平成 6 年 6 月 21 日 (令和 3 年 3 月 29 日)	

(大阪湾消防艇相互応援協定) 大阪市・神戸市・堺市	平成 8 年 7 月 18 日 (平成 21 年 4 月 1 日)	大規模又は特殊な災害が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
(阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定) 和泉市・岸和田市・貝塚市・泉州南消防組合・那賀消防組合・和歌山市・海南市・有田川町・湯浅広川消防組合・日高広域消防事務組合・御坊市・田辺市・堺市	平成 6 年 7 月 1 日 (平成 29 年 3 月 18 日)	高速自動車道で災害が発生した場合における災害防御又は救急等の応援
(南阪奈道路消防相互応援協定) 大阪南消防組合・奈良県広域消防組合・堺市	平成 17 年 2 月 1 日 (令和 6 年 12 月 16 日)	
(消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定) 和歌山市・姫路市・徳島市・堺市	平成 8 年 4 月 19 日 (平成 20 年 10 月 1 日)	大規模な災害が発生した場合における消防活動資機材及び支援物資等の調達についての応援

2 その他の応援体制

①大規模(広域)災害時における消防応援体制

協定市町村名	締結年月日 (再締結年月日)	協定の内容
全国消防機関	平成 7 年 10 月 30 日	大規模(特殊)災害が発生した場合における全国の消防機関による消防活動の応援

②船舶火災の消火に関する業務協定

協定市町村名	締結年月日 (再締結年月日)	協定の内容
大阪海上保安監部・堺市	昭和 47 年 3 月 1 日 (平成 21 年 4 月 1 日)	海上における船舶火災等の消火活動及び火災警戒活動の応援

③災害時における消防活動への協力に関する協定

協定市町村名	締結年月日 (再締結年月日)	協定の内容
大阪府解体工事業協会	令和 3 年 3 月 23 日	災害時における重機等の応援
大幸工業株式会社	令和 7 年 3 月 4 日	災害時における吸引車の活動支援
有限会社堺エコノス	令和 7 年 9 月 19 日	災害時における吸引車の活動支援
大幸工業株式会社 大阪ベントナイト事業協同組合 株式会社南海興業	令和 7 年 11 月 11 日	災害時における産業廃棄物処理等の支援

④大規模(特殊)災害時等における消防活動に関する覚書

協定市町村名	締結年月日 (再締結年月日)	覚書の内容
社団法人大阪府タグ事業協会・堺市	平成 21 年 3 月 30 日	大規模(特殊)災害が発生した場合における消防活動の応援

⑤ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申合せ

協定市町村名	締結年月日 (再締結年月日)	申合せの内容
大阪瓦斯株式会社堺支社・堺市高石市消防組合	昭和 56 年 7 月 1 日	ガス漏れ及び爆発事故等の災害時における初動・相互連絡及び処理体制等の防災対策について連携強化を図る。

⑥大規模(特殊)災害時における消防活動に関する申合せ

協定市町村名	締結年月日 (再締結年月日)	申合せの内容
宇部興産株式会社堺工場・大阪ガス株式会社泉北製造所第 1 工場・大阪ガス株式会社泉北製造所第 2 工場・関西電力株式会社堺港発電所・協和発酵ケミカル株式会社堺物流センター・新日本石油精製株式会社大阪製油所・コスモ石油株式会社堺製油所・新日本製鐵株式会社建材事業部堺製鐵所・東燃ゼネラル石油株式会社堺工場・大日本インキ化学工業株式会社堺工場・丸紅エネックス株式会社堺ターミナル・三井化学株式会社大阪工場・堺市高石市消防組合	昭和 62 年 8 月 1 日	大規模(特殊)災害が発生した場合における消防活動の応援

地震等の大規模災害時には、上記申合せ以外に建設業界との大型建設機械の調達に関する申合せを始めとし、関係事業所等と食料、燃料等の調達について申合せを行い、協力体制の確立を図っています。

⑦地震災害発生時における初期被害情報の相互交換に関する申合せ

協定市町村名	締結年月日 (再締結年月日)	申合せの内容
大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部・堺市高石市消防組合	平成 18 年 12 月 1 日	地震災害が発生した場合における被害情報等を相互交換し共有する。

⑧市域境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定

協定市町村名	締結年月日 (再締結年月日)	協定の内容
松原市・堺市	昭和 50 年 8 月 1 日 (平成 20 年 10 月 1 日)	消防行政管轄区域の境界線上に位置する消防対象物の取扱いについて事実上の事務処理の一元化を図る。
大阪南消防組合・堺市	令和 6 年 10 月 11 日	
泉大津市・堺市	昭和 59 年 4 月 14 日 (平成 20 年 10 月 1 日)	
和泉市・堺市	昭和 56 年 6 月 20 日 (平成 20 年 10 月 1 日)	

【消防相互応援協定等一覧表共通事項】

平成 20 年 10 月 1 日、堺市消防局設置以前に締結し、その後、再締結の無い協定等については、協定市町村名欄で堺市高石市消防組合と表記しています。

令和 6 年 4 月 1 日、柏原市・富田林市・河内長野市・羽曳野市・藤井寺市・太子町・河南町・千早赤阪村の 8 市町村を管轄する大阪南消防組合が発足しましたが、その時点で各協定の再締結が行われていないものについては、協定市町村名欄で柏原羽曳野藤井寺消防組合と表記しています。

事故防止・製作車両

1 事故防止

点検・整備に関する管理・責任体制を確立し、車の安全確保及び環境保全を確実に実施するため、令和7年度は整備管理者2名を道路運送車両法に基づく研修会に派遣しました。

2 特殊車両等の定期点検

特殊車両の性能維持を目的として、はしご付消防車等〔6ヶ月・12ヶ月の年2回〕・特殊化学車・地震体験車・クレーン搭載車・空気充填車・支援車・消防艇の定期点検等を実施しました。

なお、機構が複雑でより高い安全性や確実性が求められる消防車両については、通常の点検整備に加えて一定の年数を経過した後に、専門技術者による分解修理（オーバーホール）を実施し、車両を常に良好な状態に維持し、適正な運用管理に努めています。

令和7年度は1台の大型高所放水車の分解修理（オーバーホール）を実施しました。



分解修理（オーバーホール）を実施した大型高所放水車の整備箇所の確認や塔の動作確認を行う様子

3 車両の購入・製作等

令和7年度は、老朽化した車両等の更新として14台の車両等を購入・製作しました。

車両の購入と製作の内訳は、水槽付消防ポンプ自動車2台、はしご水槽付消防ポンプ自動車1台、大型化学消防ポンプ自動車1台、救助工作車1台、高規格救急自動車4台、軽四査察車1台、楽器搬送車1台、普通連絡車3台となります。

令和7年度製作車両

車種別	台数	車名	型式	全長	全幅	全高
水槽付消防ポンプ自動車	2	いすゞ	2RG-NMR88M	5,750	1,910	2,950
はしご水槽付消防ポンプ自動車	1	日野	2DG-GD2ABA	6,990	2,320	3,350
大型化学消防ポンプ自動車	1	日野	2DG-FR1AJE	9,980	2,490	3,300
救助工作車	1	日野	2KG-GXABA	7,950	2,360	3,190
高規格救急自動車	4	トヨタ	3BF-TRH226S	5,660	1,890	2,490
軽四査察車	1	日産	5BD-DA17V	3,390	1,470	1,930
楽器搬送車	1	三菱	2RG-FEB50	6,480	2,140	3,020

(単位：mm)



水槽付消防ポンプ自動車



救助工作車



高規格救急自動車



軽四査察車



楽器搬送車

安全運転管理

1 安全運転管理の目的

安全運転管理とは、自動車の使用者がその使用する自動車の安全な運転を確保するために必要とする全ての管理業務のことです。

自動車を保有する事業所における自動車の交通事故を防止するために、それぞれの事業所の本拠ごとに安全運転を確保するための管理者（安全運転管理者）を置き、その管理者によって専門的な交通事故防止の措置がとられることを目的としています。

当消防局では、消防本部、各消防署（堺、中、東、西、南、北、美原、高石、大阪狭山）、堺消防署三宝出張所及び西消防署臨海分署に、それぞれ安全運転管理者 1 名を選任するとともに、配備車両の数が多い消防署には副安全運転管理者 2 名を選任しています。

2 安全運転管理者の義務

安全運転管理者として、自動車の安全な運転を確保するために、運転者に交通安全教育を実施することが、道路交通法により義務付けられています。日頃から、各所属において運転者の適性・技能・知識や道路交通法等の法令遵守の状況を把握し、必要な事項について教養・指導を実施し、交通事故防止に努めています。

また、安全運転管理を充実させるために、警察署等から講師を招き安全運転に係る講習会を実施する等、更なる安全運転に対する意識の向上を図っています。

3 消防局全体での安全運転管理業務

- (1) 安全運転管理者会議の実施
- (2) 緊急車両指導員養成研修（大阪府機関員養成講習）への派遣
- (3) 緊急車両若年層・新任養成研修（大阪府機関員養成講習）への派遣
- (4) 安心運転研修（大阪ガスオートサービス株式会社）への派遣
- (5) 自動車学校（阪和鳳自動車学校）での安全運転講習への派遣

(6) 安全運転技術研修（堺市総合防災センター）の実施



安全運転技術講習

開発指導

都市計画法、堺市開発行為等の手続きに関する条例又は高石市開発指導要綱並びに大阪狭山市開発指導要綱に定める公共施設の設置に関する事前協議等により、有効な消防活動ができるよう消火栓、防火水槽、消防活動空地及び緊急離着陸場等の設置指導を行いました。

開発協議及び設置指導件数

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
開 発 協 議	239	261	232	238	254
消 火 栓	1	6	2	6	5
防 火 水 槽	12	24	21	16	17
消 防 活 動 空 地	42	53	58	51	57
緊急離着陸場等	0	0	0	0	1

(単位：件)



消防活動空地設置確認